

松前町競争入札参加資格停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、松前町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び製造の請負、測量、調査、設計、役務の提供等の委託業務並びに物品の調達等（以下「町工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、松前町財務規則（昭和62年規則第2号。以下「規則」という。）第148条第4項に規定された名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加資格停止（一定の期間、一般競争入札にあつては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあつては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。）に関し必要事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 前項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、町工事等の契約のため一般競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めなければならない。

3 第1項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、町工事等の契約のための入札参加業者選考を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 第1項の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人又は再委託人があることが明らかになったときは、当該下請負人又は再委託人について、元請負人又は再委託元の入札参加資格停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で期間を定めて、入札参加資格停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。

(入札参加資格停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加資格停止の期間の短期は、別表各項に定める期間の短期の2倍の期間とする。

(1) 措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(当該入札参加資格停止期間中を含む。)に再び措置要件に該当することとなったとき。

(2) 措置要件(別表第2第1項から第3項までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。)に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び措置要件のいずれかに該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。

6 第6条第2項の規定に基づく改善措置の報告を徴した場合で、改善措置が講じられたことを確認した場合は入札参加資格停止期間満了時に当該入札参加資格停止を終了し、改善措置が講じられていないと判断した場合は、入札参加資格停止期間満了後も、改善措置が講じられるまでの間、入札参加資格停止を継続するものとする。

7 入札参加資格停止期間が満了した有資格業者について、新たに悪質な事由等が明らかとなったときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。

8 入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

(入札参加資格停止処分の手続き等)

第5条 入札担当課長は、有資格業者が別表各項のいずれかに該当すると認めるときは、遅延なく様式第1号により町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の規定による報告のほか、前条第5項から第8項までに関する報告を受けたときは、必要に応じて副町長、関係部長から内容についての説明、意見を聴いたうえで、入札参加資格停止、入札参加資格停止期間の変更、又は入札参加資格停止の解除を行うものとする。

3 入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場

合の始期は、既に措置されている入札参加資格停止の残存期間の満了日の翌日とする。

(入札参加資格停止の通知)

第6条 町長は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行い、第4条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により入札参加資格を解除したときは、当該有資格業者に様式第2号から第4号により通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が町工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告をするものとし、別表第2第4項第1号又は第6号から第9号までのいずれかの措置要件に該当し入札参加資格停止を行ったときは、入札参加資格停止期間の満了日の1月前までに暴力団との関係を断った旨の誓約書(様式第5号)及び改善措置の報告書を徴するものとする。

3 第4条第6項の規定により入札参加資格停止を終了したとき又は入札参加資格停止を継続したときは、当該有資格業者に対し様式第3号又は第4号により遅延なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 町長は、入札参加資格停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 町長は、入札参加資格停止期間中の有資格業者が町工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第9条 町長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加資格停止措置の特例)

第10条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の期間中の有資格業者から、合併、分割、経営譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止の措置を受けたものとみなす。

(公表)

第11条 町長は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行ったときは、当該入札参加資格停止に係る有資格業者名及び入札参加資格停止期間並びに入札参加資格停止理由を入札参加資格停止期間中に限り、入札担当課窓口での閲覧及び松前町ホームページへの掲載にて、公表することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の松前町建設工事指名停止措置要綱による指名停止は、改正後の松前町建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。
(新要綱第 10 条の規定の適用)
- 3 改正後の松前町建設工事入札参加資格停止措置要綱第 10 条の規定は、この要綱の施行日において指名停止の期間中の有資格業者から、同日前に合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者についても適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の松前町建設工事入札参加資格停止措置要綱による指名停止は、改正後の松前町競争入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

別表第1（第2条、第4条関係）事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>(粗雑履行)</p> <p>2 次に掲げる粗雑履行があったと認められるとき。</p> <p>(1) 故意による粗雑履行</p> <p>ア 町工事等</p> <p>イ 県内における建設工事等（建設工事及び製造の請負、物品の調達並びに測量、調査、設計、役務の提供等の委託業務をいう。以下同じ。）で町発注以外のもの（以下「県内一般工事等」という。）</p> <p>(2) 過失による粗雑履行</p> <p>ア 町工事等</p> <p>イ 県内一般工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>(町工事等にかかる契約違反等)</p> <p>3 前項に掲げる場合のほか、町工事等の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 次に掲げる建設工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 町工事等（軽微な損害を除く。）</p> <p>(2) 県内一般工事等（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(建設工事等関係者事故)</p> <p>5 次に掲げる建設工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 町工事等</p> <p>(2) 県内一般工事等（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上8月以内</p> <p>1月以上4月以内</p>

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げるものが贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 町職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時町工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 県内の町以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>4月以上10月以内</p> <p>2月以上4月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 町工事等</p> <p>(2) 県内一般工事等（町工事等に関する場合を除く。）</p> <p>(3) 県外における建設工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>2月以上18月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、代表役員等、一般役員等又はその使用人が、第1号の契約に関し又は第2号若しくは第3号において、談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 町工事等</p> <p>(2) 県内一般工事等（町工事等の契約に関する場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>

<p>(3) 県外における建設工事等</p>	<p>2月以上18月以内</p>
<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>(3) 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(5) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>(6) 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p> <p>(7) 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p> <p>(8) 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>8月以上18月以内</p> <p>8月以上18月以内</p> <p>6月以上18月以内ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内</p>

<p>下請又は再委託契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p> <p>(9) 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(10) 前各号を除くほか、有資格業者等又は使用人が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p> <p>(11) 町工事等の履行にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、町への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>5 町工事等以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反)</p> <p>6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 不法投棄</p> <p>(2) 前号以外の廃棄物処理法違反</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不適當であると認めたとき。</p> <p>(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。</p> <p>(2) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上18月以内</p> <p>2月以上18月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>8 特に入札参加資格停止の必要があると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>必要と認められる期間</p>